

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 新型コロナウイルス感染症の患者等に近接して行う作業等に対する報酬の特例措置を設けるため、条例の一部を改正するものである。

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例（令和元年9月国立市条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（報酬の特例）

- 3 第4条の規定にかかわらず、会計年度任用職員が国立市職員特殊勤務手当支給条例（平成17年6月国立市条例第15号。以下「特殊勤務手当条例」という。）付則第4項各号に掲げる作業のいずれかに従事した場合には、それぞれ当該各号に定める額を特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。
- 4 前項の規定は、特殊勤務手当条例付則第5項の規定により規則で定める

日限り、その効力を失う。ただし、同日前に前項の規定により支給することとなった報酬で、同日以後に支給するものについては、同項の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年8月1日から適用する。
- 2 新条例の規定は、この条例の適用の日以後にする勤務に対する報酬について適用する。